



発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

時間外労働の割増賃金率を引上げ 来年4月から月60時間超は50%

厚生労働省は、2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられることから、中小企業の事業主に対して注意を呼びかけている。

現在、2023年3月31日までは、月60時間超の残業割増賃金率は、大企業が50%（2010年4月から適用）、中小企業は25%（2023年4月1日から）だが、来年4月からは月60時間超の残業割増賃金率が大企業、中小企業ともに50%に引き上げられる。

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならぬが、深夜労働との関係では、月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、「深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%＝75%」となる。月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれないが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれる。

代替休暇については、月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができる。

また、割増賃金率の引上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合がある。例えば、就業規則に「時間外労働に対する割増賃金は、時間外労働60時間以下……25%、時間外労働60時間超……50%」と定めることになる。

インボイス登録、6月から急増 法人事業者は9月末で約96万件

東京商工リサーチが、国税庁の適格請求書発行事業者サイトの公表データを独自に分析調査した結果、法人の登録数は2021年10月から2022年5月までは低調な動きだったが、6月に入ると12万4568件に急増、9月は月間最多の15万4816件が登録された。インボイス制度の認知に伴い、9月末の法人の事業者登録は96万1918件に達した。総務省の「経済センサス」の法人数（187万7488件）を基に試算すると、法人の半数が登録している。

一方、9月末の個人企業の登録は24万1792件で、登録率は12.2%にとどまる。個人企業は課税売上高1000万円以下の免税事業者が多く、取引先によっては制度登録の必要がなく、登録率は法人と比べて低い傾向にある。だが、同社が実施した企業調査では、制度開始後、免税事業者とは「取引しない」と9.8%の企業が回答。対応を決めていない「未定」も46.7%あり、このまま登録しないか、取引継続のため登録するか、個人企業の悩みは深い。

2022年9月末の法人登録済みの約96万件を都道府県別にみると、登録数トップは「東京都」の15万6745件（構成比16.2%）、次いで、「大阪府」7万8524件、「愛知県」5万9799件など、大都市圏が上位を占めた。また、登録率では、「東京都」が57.6%で最も高かく、8月末は47.4%で5位だったが、9月に登録が一気に進んだ。2位は「山梨県」が57.1%（前回16位）と大幅に順位をあげた。3位は「大阪府」の56.2%（同4位）だった。